

令和 2 年 7 月 27 日

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインにおける
対応レベルの引き上げについて

危機対策本部長
山 極 壽 一

このたび、一度に、本学学生 5 名が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが判明いたしました。また、これに伴い、少なくとも 50 名を超える本学学生が、濃厚接触者として PCR 検査の対象となりました。

本学では、この結果を感染クラスターの発生の深刻な事態ととらえ、改めて、細心の注意を払い感染拡大防止に取り組むことといたします。

その際、濃厚接触者については、今回検査結果が陰性の場合においても、直ちに感染していないと判断されるものではなく、少なくとも2週間は体調の経過観察を要することとなります。関係する部局においても、更なる感染拡大を招かないよう、特段の警戒をお願いいたします。

この状況を踏まえ、7月27日から当面8月7日までを目途に、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」における各カテゴリーの対応レベルを、レベル2(一)から再度レベル2に引き上げることといたします。

なお、京都府では、府内の感染者数の増加により 7 月 14 日以降「警戒基準」に達していることなどから、各部局におかれては、本ガイドラインをボトムラインとし、各々の状況に応じ、より高い制限のご検討をお願いいたします。

特に、全国でも飲食を伴う会合に起因した感染が広がっていることから、各部局においては、所属する学生や教職員の間で感染拡大を招かないよう、研究室活動においても飲食を伴う会合・催しの禁止などを含め、改めて、管理の徹底についてお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン:レベル 2

【 Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】
<ul style="list-style-type: none">○ 授業活動等 対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。 やむを得ず対面で実施する場合には感染拡大の防止に最大限の配慮をして行う。 特に演習、実験、実習を対面で行う場合には、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施する。○ 課外活動 すべての課外活動を自粛する。
【 Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】
<ul style="list-style-type: none">○ 学内会議の実施 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オンライン参加を推奨する。○ 職員の勤怠 執務室における人の密度を抑制するため、必要な業務の見直しを行いつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。
【 Category3: 研究活動】
<ul style="list-style-type: none">○ 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、可能な限り研究室における研究作業時間を削減し、可能な作業は自宅で行うように努める。 研究室メンバー(学生を含む)の歓送迎会など、研究室外での行事や催しは禁止する。

<参考リンク先>

[新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン\(第2版\)](#)

[感染拡大予防マニュアル\(第1版\)\(令和2年6月15日 京都大学危機対策本部\)](#)